

岡谷市立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習

実施要綱の一部改正について

【改正理由】

平成25年に施行以降8年が経過し、副学籍による交流及び共同学習の内容について、現在の状況を考慮した内容に見直しを行い、あわせて実施手続きをより明確化するため、岡谷市立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱について一部改正を行う。

【主な改正内容】

- 副学籍による交流及び共同学習の内容の見直し。(第3条)
- 保護者への説明、意向確認の明確化。(第4条)
- 公募等の扱い者の追加。(第5条)
- 実施手続きの改正。(第6条)
- 実施決定通知等に伴う意向確認の取扱いの追加。(第7条)

- 上記の改正に伴う様式の改正
- 条文及び様式の文言の調整

【施行日】

- 令和4年4月1日施行

岡谷市立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱（平成25年岡谷市教育委員会告示第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 教育委員会告示第5号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年3月31日教委告示第2号 令和3年4月1日教委告示第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、児童生徒がともに学ぶ機会の拡大を図ることにより、豊かな心の育成が促進され共生社会が実現することを目指して、特別支援学校小・中学部の児童生徒が、居住する地域の岡谷市立小・中学校に、<u>副次的な学籍を置いて交流及び共同学習（以下「副学籍」という。）</u>を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>（副学籍の内容）</u></p> <p>第3条 <u>副学籍は、在籍校の教育課程に基づいて実施する。</u></p> <p>2 <u>副学籍の内容は、次のとおりとし、在籍校と副学籍校の間で相互に行う。</u></p> <p>(1) <u>学校だよりの交換等の間接的な交流及び共同学習</u></p>	<p>○岡谷市立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年3月29日 教育委員会告示第5号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成26年3月31日教委告示第2号 令和3年4月1日教委告示第3号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、児童生徒がともに学ぶ機会の拡大を図ることにより、豊かな心の育成が促進され共生社会が実現することを目指して、特別支援学校<u>小学部・中学部</u>の児童生徒が、居住する地域の岡谷市立小・中学校に、<u>副次的な学籍を置いて交流及び共同学習（以下「副学籍による交流等」という。）</u>を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>（副学籍による交流等の内容と実施）</u></p> <p>第3条 <u>副学籍による交流等は、在籍校の教育課程及び第8条に規定する計画に基づいて実施する。</u></p> <p>2 <u>副学籍による交流等の内容は、次のとおりとし、在籍校と副学籍校の間で間接的、直接的な取組を相互に行う。</u></p> <p>(1) <u>学校だよりの交換等、文書による交流等</u></p>

(2) 学校行事や学習活動への参加等の直接的な交流及び共同学習

(新設)

(新設)

(新設)

(公簿等の扱い)

第4条 指導要録をはじめとする公簿等の扱いは、副学籍児童生徒であることがわかるよう、在籍する児童生徒に準じて適切に処理するものとする。

(実施手続)

第5条 在籍校は、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に「副学籍対象者名簿」（様式第1号）を提出するものとする。

2 教育委員会は、当該児童生徒の保護者に対し副学籍について説明を行い、交流及び共同学習の内容に関する意向を確認するものとする。

(実施決定)

第6条 (略)

(追加)

(2) 学校行事及び学習活動等への参加による交流等

(3) ICTを活用した交流等

(4) その他在籍校と副学籍校が協議して定めた取組

(保護者への意向確認)

第4条 岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、副学籍の対象となる児童生徒の保護者に対し、副学籍制度や活動内容について事前に説明を行い、意向を確認するものとする。

(公簿等の扱い)

第5条 副学籍校における指導要録その他の公簿等の扱いは、副学籍児童生徒であることがわかるよう、在籍する児童生徒に準じて適切に処理するものとする。

(実施手続)

第6条 教育委員会は、新規対象者が判明次第、在籍校に副学籍対象者名簿（様式第1号）を送付するものとする。

2 在籍校は、名簿の修正や追加がある場合は速やかに教育委員会に報告するものとする。

(実施決定)

第7条 (略)

2 教育委員会は、副学籍による交流等の活動計画の立案に向け、保護者から提出された意向確認票の写しを在籍校及び副学籍校に送付するものとする。

(計画の立案)

第7条 副学籍の実施に当たっては、当該児童生徒、保護者、在籍校、副学籍校及び主治医等が十分に協議し、計画を立案する。

2 在籍校は、年度ごとに副学籍による交流及び共同学習活動計画（様式第5号）を作成し、教育委員会に提出する。

(実施上の配慮)

第8条 教育委員会及び副学籍校は、在籍校との連絡を綿密に行い、当該児童生徒の状況等について理解するとともに、必要な配慮を行って、副学籍の趣旨が十分に反映され安全に実施されるよう努める。

第9条 (略)

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

(計画の立案)

第8条 副学籍による交流等の実施に当たっては、当該児童生徒、保護者、在籍校、副学籍校及び関係機関等が十分に協議した上で、計画を立案する。

2 在籍校は、年度ごとに副学籍のある児童生徒全員分の交流及び共同学習活動計画（様式第5号）を作成し、教育委員会に提出する。

(実施上の配慮)

第9条 副学籍による交流等の実施に当たっては、教育委員会及び副学籍校は、在籍校との連絡を綿密に行い、副学籍のある児童生徒の状況等について理解するとともに、必要な配慮を行うことにより、副学籍の趣旨が十分に反映され安全に実施されるよう努める。

第10条 (略)

附 則 (令和4年教委告示第 号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係) (改正)

様式第2号(第7条関係) (改正)

様式第3号(第7条関係) (改正)

様式第4号(第7条関係) (改正)

様式第5号(第8条関係) (改正)